DCプランナー1級 基本テキスト

TAC

目 次

A 分野		mmm
第1章 公的	り年金 ·····	1
テーマ 1	公的年金の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
テーマ 2	国民年金 ·····	5
テーマ 3	厚生年金保険 ·····	25
第2章 公的	り年金の給付	35
テーマ 1	老齢給付	36
テーマ 2	障害給付 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	63
テーマ 3	遺族給付 ·····	70
テーマ 4	第1号被保険者の独自給付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
第3章 私的	り年金 ·····	85
テーマ 1	私的年金の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
テーマ 2	確定給付企業年金 ·····	88
テーマ 3	中小企業退職金共済(中退共)	97
テーマ 4	特定退職金共済(特退共) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	101
テーマ 5	小規模企業共済 ·····	107
テーマ 6	国民年金基金 ·····	111
テーマ7	財形制度 ·····	119
テーマ8	個人年金 ·····	121
第4章 退職		127
テーマ 1	退職一時金・年金に係る税金 ‥‥‥‥‥‥	128
テーマ 2	退職給付会計 ·····	135
	§齢期における社会保険 ·····	147
テーマ 1	健康保険	148
テーマ 2	雇用保険 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	150

B分野 ··········		uuuuu
第 1 章 確定	⋶拠出年金の仕組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159
テーマ 1	確定拠出年金の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	160
テーマ 2	企業型年金 ·····	163
テーマ 3	個人型年金 ·····	185
テーマ 4	運 用	198
テーマ 5	受給権と給付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	206
テーマ 6	個人別管理資産の移換 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	221
テーマ7	運営管理機関 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	230
テーマ 8	資産管理機関 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	234
テーマ 9	確定拠出年金への移換 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	238
第2章 コン	, プライアンス	
テーマ 1	行為準則(コンプライアンス) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	248
テーマ 2	情報提供と加入者教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	263
C分野 ·········		mmm
第1章 投資	₹の基本 ·····	271
テーマ 1	リスクとリターン	272
テーマ 2	各種係数 ·····	284
第2章 運用	目商品の理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	293
テーマ 1	預貯金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	294
テーマ 2	債 券	296
テーマ 3	株 式	305
テーマ 4	投資信託 ·····	313
テーマ 5	保険商品 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	335
	ァットアロケーションの考え方	
	分散投資とアセットアロケーション	338
	ポートフォリオのリスクとリターン	

第	4 章 確定	聲拠出年金を含めた老後の生活設計 ⋯⋯⋯⋯⋯	357
	テーマ 1	ライフプランニングの基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・	358
	テーマ2	ライフプランニングの基礎 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	362
	テーマ3	リタイアメントプランの基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・	371
	テーマ4	リタイアメントプランの作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	372
	テーマ 5	老後資金の運用方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	375
索	引 …		383

◆◇復興特別所得税について◆◇

復興特別所得税とは、復興財源確保法により、2013 (平成25) 年から2037 (令和19) 年までの25年間の各年分の基準所得税額に2.1%上乗せされるものです。また、所得税が源泉徴収される場合にも適用されます。

本テキストでは、所得税の税率について、特に指示のない限り、復興 特別所得税を考慮しない表示をしています。

復興特別所得税を考慮した合計税率は、「所得税 (%) ×1.021」で計算することができます。

(例) 20% (所得税15%、住民税5%) 源泉分離課税の場合 「所得税: $15\% \times 1.021 = 15.315\%$ 」となり、「所得税15.315%+住民税5%=20.315%」の源泉分離課税となります。

本書の使い方

DCプランナー1級試験は難関ですが、一定の試験傾向が見受けられます。本書は各 論点の解説ページを含めて、本試験で問われている論点を厳選収録しています。本書で 無駄のない学習を心がけ、合格を勝ち取ってください。

<DCプランナー1級(A~C分野共通)>

試験時間 90分 合格基準:

◇出題形式(CBT方式)

·四肢択一式 10問

70点以上/100点

·総合問題 4題

<参考>各セクションの配点は下記のとおりです。

	I 公的年金	35点		
V \/ H4	Ⅱ 企業年金と個人年金	27点		
A 分野 	Ⅲ 退職給付制度	19点		
	Ⅳ 中高齢期における社会保険	19点		
	I 確定拠出年金の仕組み	37点		
口八服	Ⅱ 企業型年金の導入および運営	42点		
│	Ⅲ 個人型年金に係る手続等	13点		
	Ⅳ コンプライアンス	8点		
<u> </u>				
	I 金融商品の仕組みと特徴	13点		
○八服	Ⅱ 資産運用の基礎知識・理論	32点		
C 分野	Ⅲ 運用状況の把握と対応策	32点		
	Ⅳ 老後の生活設計	23点		

<ポイントチェック>



試験に頻出の問題を厳選して収録しています。理解度を高めるために 問題 ポイント 同題 チェック すべての選択肢を「不適切」にしています。どの箇所が不適切なのかを 正確に答えられるようになるまで繰り返しトレーニングしてください。

<キーワードチェック>

本試験で出題される「語群選択問題」や用語の暗記に役立ちます。

DCプランナー1級 A分野

年金・退職給付制度等

第1章

公的年金

●第1章のポイント

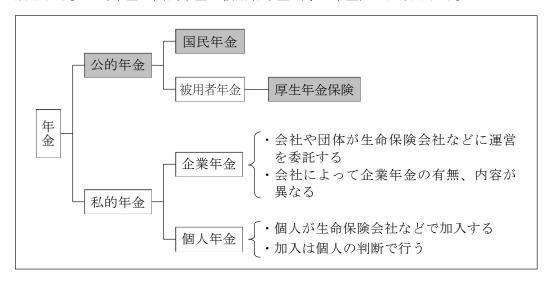
公的年金の基盤となる国民年金と厚生 年金の基本的事項等について、学習す る。

1 公的年金の概要

Theme

1 年金の体系

年金制度は、国が運営する強制加入の「公的年金」とそれ以外の「私的年金」に大 別される。公的年金は国民年金と被用者年金(厚生年金)に大別される。



(1) 国民年金

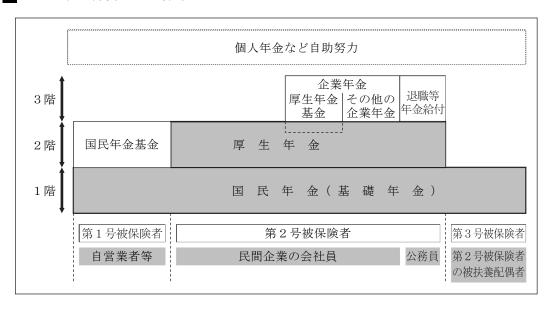
公的年金の被保険者は、一部の例外を除いて全員が加入している。将来、ここから**基礎年金**が支給される。

(2) 被用者年金

公的年金制度のうち、民間企業や官公庁等に雇用されている者が加入する年金 を被用者年金という。被用者年金には厚生年金保険があり、基礎年金に上乗せす る形で報酬比例の年金が支給される。

従来、公務員や私立学校教職員などは共済組合制度に加入していたが、共済年金と厚生年金との間には、加入可能年齢や保険料率など、制度間にいくつかの差異があったため、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、2015(平成27)年10月1日より厚生年金に公務員および私学教職員も加入することとし、基本的に厚生年金にそろえることで制度的な差異の解消が図られた。

2 公的年金制度などの体系



年金制度は、全国民に共通した**国民年金(基礎年金)**を基礎に、「被用者年金」「企業年金」の3階建ての体系となっている。なお、公的年金制度で共通して使用する個人ごとの番号を「基礎年金番号」という。すべての加入期間を通じて同じ番号で記録が管理される。なお、公務員は、共済年金に上乗せして職域年金が3階部分として支給されていたが、被用者年金制度の一元化に伴い、職域年金は廃止され、民間企業の年金に相当する退職等年金給付(年金払い退職給付)という積立方式の給付となっている。

- ・1階部分……全国民に共通した年金(基礎年金)。すべての国民が国民年金制度 に加入し、加入者に共通に給付される年金を「基礎年金」という。
- ・ 2 階部分……国民年金の上乗せとして報酬比例の年金を支給する被用者年金、 国民年金基金(任意加入)がある。
- ・ 3 階部分……企業年金(厚生年金基金・確定給付企業年金・企業型確定拠出年金など)

3 日本における年金制度

(1) 社会保険方式

日本における年金制度は社会保険方式に基づいている。

現役時に働いて得た収入から保険料を納めることによって、日本年金機構に、保 険料納付実績が記録される。高齢者になった時に、保険料納付記録に基づいて計 算された額の年金が支給される。

(2) 国民皆年金

わが国では、自営業者や無業者も含め、原則として、20歳以上60歳未満のすべて の者が公的年金制度の対象になっている。これを国民皆年金という。

国民皆年金制度によって、安定的な保険料を集めることが可能となるので、社会 全体で老後の所得に対応していくことが可能になっている。

(3) 世代間扶養

公的年金は、現役世代(保険料負担者)の保険料拠出によって高齢者世代(年金 受給者)を支える「世代間扶養」の考え方に基づいている。

2 国民年金

Theme

1 国民年金の目的

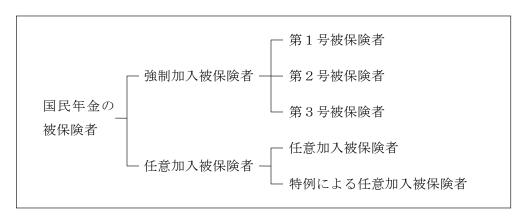
国民年金の目的は、国民の**老齢、障害、死亡**に対して保険者である政府が年金等の 給付を行うことによって、その生活を守ることにある。

保険事故は老齢、障害、死亡の3つである。

- ① 老齢給付・・・・・・ 老後の生活を保障
- ② 障害給付・・・・・・ 病気やけがで障害者になったときに生活を保障
- ③ 遺族給付・・・・・・ 本人が死亡した際の遺族に対する保障

2 被保険者

国民年金の被保険者には、強制加入被保険者と任意加入被保険者がある。



(1) 強制加入被保険者

強制加入被保険者は、国籍を問わず、職業などにより次の3種類とされる。強制加入被保険者に該当する者は、自分の意思に関係なく、原則として法律上当然に国民年金の被保険者となる。なお、20歳で国民年金に加入する際、日本年金機構が本人に代わって手続きを実施する「職権適用」を原則とすることで、本人による手続きが不要となっている。

① 第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、第2号・第3号被保険者以外の者。農業、漁業、商業等の自営業者やその家族、大学生、無職の者等。

② 第2号被保険者

会社員、公務員、私学の教職員等被用者年金制度(厚生年金保険、各種共済組合等)の加入者。65歳以上の者については老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有していないこと。

③ 第3号被保険者

厚生年金保険、国家公務員共済組合等の加入者である第2号被保険者に扶養されている配偶者(被扶養配偶者)で、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であり、年収が130万円未満の者。

※ 2020(令和2)年4月から「原則として、日本国内に住所を有する者または 外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的そ の他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生 労働省令で定める者」と改正されている。

■強制加入被保険者の要件

	国籍要件	国内居住要件	20歳以上60歳未満という要件
第1号被保険者	×	0	0
第2号被保険者	×	×	×
第3号被保険者	×	0	0

○=要件あり ×=要件なし

■強制加入被保険者の資格取得時期

	取得時期	
	当 日	
第1号被保険者	・20歳に達したとき ・日本国内に住所を有するに至ったとき ・被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができ る者でなくなったとき	
第2号被保険者	・被用者年金各法の被保険者等の資格を取得したとき	
第3号被保険者	・20歳以上60歳未満の間において被扶養配偶者となったとき ・被扶養配偶者が20歳に達したとき	

※ 年齢計算に関する法律

- ○○歳に達したとき(達した日)とは、**誕生日の前日**を指す。
- (例) 4月1日に20歳の誕生日を迎えた者は、3月31日が20歳に達したとき (20歳に達した日)となる。
- ※ 被用者年金各法とは、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員 等共済組合法および私立学校教職員共済法をいい、会社員・公務員等に規定さ れている年金法である。

■強制加入被保険者の資格喪失時期

	喪失時期		
	当 日	翌日	
第1号被保険者	 ・60歳に達したとき ・被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者となったとき ・日本国内に住所を有しなくなった日に第2号・第3号被保険者に該当したとき 	・死亡したとき・日本国内に住所を有しなくなったとき	
第2号被保険者	・被用者年金各法の被保険者等の資格を喪失したとき (第1号・第3号被保険者に該当するときは種別の変更) ・65歳に達したとき(老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する場合に限る)	・死亡したとき	
第3号被保険者	・60歳に達したとき	・死亡したとき ・被扶養配偶者でなくなった とき(第1号・第2号被保 険者に該当するときは種別 の変更)	

(2) 任意加入被保険者

強制加入被保険者の要件に該当しない者でも、一定の要件に該当すれば、**厚生労働大臣に申し出る**ことにより、**任意加入被保険者**となることができる。任意加入 被保険者は、目的により次の2種類とされ、第1号被保険者に準じた取扱いを受ける。なお、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている者は任意加入できない。

① 任意加入被保険者

第2号・第3号被保険者を除く、次のいずれかに該当する者。受給資格期間の 確保および老齢基礎年金額の増額を目的として加入する。

- a) 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者。
- b) 日本国籍を有し、海外に住所を有する20歳以上65歳未満の者。

■任意加入被保険者の資格喪失時期

	喪失時期		
	当 日	翌日	
共通	・65歳に達したとき ・被用者年金各法の被保険者等の資格を取得したとき・厚生労働大臣に対する資格喪失の申出が受理されたとき・老齢基礎年金が満額支給されるための期間(480月)を満たしたとき	・死亡したとき	
日本国内に住所 を有する 60歳以 上 65歳未満 の者	・日本国内に住所を有しなく なった日に被保険者の資格 を取得したとき	・日本国内に住所を有しなく なったとき・保険料を滞納し、督促状の 指定期限までに、その保険 料を納付しないとき	
日本国籍を有し、海外に住所を有する20歳以上65歳未満の者。	・右欄に掲げる事実があった 日に被保険者の資格を取得 したとき ・被扶養配偶者となったとき (60歳未満に限る)	 ・日本国内に住所を有するに至ったとき ・日本国籍を有する者でなくなったとき ・保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく2年間が経過したとき 	

② 特例による任意加入被保険者

第2号被保険者を除く、次のa)からc)のすべてに該当する者。受給資格期間の確保を目的として加入する。(老齢基礎年金額の増額を目的として加入することはできない)。

- a) 1965 (昭和40) 年4月1日以前に生まれた者。
- b) 日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の者。または、日本国籍を有し、 海外に住所を有する65歳以上70歳未満の者。
- c) 老齢基礎年金、老齢厚生年金や退職共済年金などを受けられない者(受給資格期間を満たしていない者)。
- ※ 任意加入被保険者および特例による任意加入被保険者は、**いつでも**、厚生労働大臣に申し出ることにより、被保険者の資格を喪失することができる。

■特例による任意加入被保険者の資格喪失時期

	喪失時期		
	当日	翌日	
共 通	・70歳に達したとき ・被用者年金各法の被保険者 等の資格を取得したとき ・厚生労働大臣に対する資格 喪失の申出が受理されたと き	・死亡したとき ・老齢または退職を支給事由 とする年金給付の受給権を 取得したとき	
日本国内に住所 を有する 65歳以 上70歳未満の者	・日本国内に住所を有しなく なった日に被保険者の資格 を取得したとき	・日本国内に住所を有しなく なったとき ・保険料を滞納し、督促状の 指定期限までに、その保険 料を納付しないとき	
日本国籍を有し、海外に住所を有する65歳以 上70歳未満の者。	・右欄に掲げる事実があった 日に被保険者の資格を取得 したとき	 ・日本国内に住所を有するに至ったとき ・日本国籍を有する者でなくなったとき ・保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく2年間が経過したとき 	

IJ

(3) 届 出

第1号被保険者および第3号被保険者は、その資格の取得および喪失ならびに種別の変更に関する事項、ならびに氏名および住所の変更に関する事項を当該事由があった日から14日以内に、所定の事項を記載した届書(または所定の事項を記録した光ディスク)を提出することによって行わなければならない。なお、届出先は第1号被保険者が住所地の市区町村長、第3号被保険者は厚生労働大臣(日本年金機構、配偶者である第2号被保険者の事業主等を経由)である。

- ※ 被保険者が死亡または60歳に達したことにより資格を喪失した場合には、資格喪失の届出は不要。ただし、被保険者の死亡の届出は、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、その旨を当該事実があった日から14日以内に所定の届出先に提出しなければならない。
- ※ 厚生年金保険の被保険者である第2号被保険者については、厚生年金保険制度の中で資格の得喪等に係る手続きが行われるため、市町村長への届出は不要。
- ※ 第3号被保険者の提出する種別確認届は、その配偶者が、共済組合の組合員等から厚生年金保険の被保険者になるといった制度間の異動をした場合に提出するもので、民間会社から民間会社に転職し、厚生年金保険の被保険者から厚生年金保険の被保険者になるといった制度内の異動をした場合には、提出は不要である。

■第3号被保険者の種別確認届の要否

その配偶者が、厚生年金の被保険者→共済組合の組合員 提出必要

リ 共済組合の組合員→厚生年金の被保険者

ッ 厚生年金の被保険者→厚生年金の被保険者 提出不要

3 保険料

(1) 保険料の額等

国民年金の保険料は、所得等に関係なく**定額制**であり、被保険者期間につき月単位で納付する。ただし、第2号・第3号被保険者は、各被用者年金制度が**基礎年金拠出金**を負担しているため、国民年金の保険料を直接納付する必要はない。

※ 基礎年金拠出金とは、第2号被保険者が納付している保険料・掛金から、国 民年金の保険料に相当する分を国民年金の財源に一括して拠出する拠出金をいう。

① 保険料の額

a) 国民年金の保険料

保険料水準固定方式*に基づき、毎年4月に280円ずつ引き上げられ、2017 (平成29) 年度に上限額の16,900円に達したが、年金改革法により、2019 (令和元) 年度分より保険料が100円引き上げられ、現在は17,000円となって いる。なお、実際の保険料は物価・賃金の上昇率を加味した額となる。

■国民年金保険料

2022 (令和4) 年度 16,590円 (月額)

b) 付加保険料

付加年金(老齢基礎年金に上乗せして支給される年金)の給付を希望する第1号被保険者および65歳未満の任意加入被保険者は、厚生労働大臣に申し出ることにより、付加保険料を納付することができる。a)の保険料に加算して支払う。

■付加保険料

2022 (令和4) 年度 400円 (月額)

- ※ 付加保険料の納付期限は、翌月末日であるが、納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができる。
- ※ 第2号・第3号被保険者、保険料納付免除者、国民年金基金の加入員は、 付加保険料を納付することができない。
- ※ 付加保険料を納付する者は、いつでも厚生労働大臣に申し出ることにより、付加保険料の納付を取りやめることができる。

② 保険料の納付義務者

第1号被保険者および任意加入被保険者。また、次の者も被保険者と**連帯して** 保険料の納付義務を負う者とされている。

- a) 被保険者の属する世帯の世帯主
- b) 被保険者の配偶者

③ 保険料の納付期限

毎月の保険料は、**翌月末日**までに納付しなければならない。また、口座振替に よる早収割引や前納による割引がある。なお、**日本国内に住所を有する任意加入** 被保険者の場合は、原則として、口座振替納付となる。

a) 早割制度

毎月の保険料を口座振替により早期に納付(当月末日振替)することにより、 月額50円の割引制度が適用される。

b) 前納制度

将来の一定期間の保険料(付加保険料を含む)を前納することができ、厚生 労働大臣が定める期間につき、6ヵ月または年を単位として行うものとする。 前納することにより、その保険料は年4%の利率による複利現価法によって 割り引かれる。なお、2年度分の保険料を前納することができる(口座振替 納付、現金納付およびクレジットカード納付可)。

※ 2年前納した保険料の社会保険料控除については、「全額を納めた年に控除する方法」「各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法」のいずれか一方を選択して申告する。なお、「各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法」を選択した場合、3年にわたって分割することになる。

(2) 保険料の免除

国民年金の保険料を納付することが困難な者については、保険料の納付義務を免除する制度が設けられている。なお、保険料免除および納付猶予が承認される期間は、保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1ヵ月前までの期間)について、さかのぼって免除等を申請することができる(学生納付特例も同様)。保険料全額免除および納付猶予を承認された者が、申請時に翌年度以後も申請を行うことをあらかじめ希望した場合は、翌年度以後は継続して申請があったものとして審査を行う。

① 法定免除

次の $a \sim c$ のいずれかに該当する者は、届出により、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料の納付が、法律上当然に免除される。

- a) 生活保護法による生活扶助を受けている者
- b) **障害基礎年金**および被用者年金各法に基づく障害年金(2級以上)の受給権者
- c) 国立および国立以外のハンセン病療養所などで療養している者

② 申請免除

本人(学生等を除く)・世帯主・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申請する場合は前々年の所得)が一定額以下の場合には、申請に基づき厚生労働大臣が指定する期間に係る保険料の納付が免除される。免除される額は、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の4段階である(多段階免除制度)。

全額免除を除く一部免除は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除される制度である。そのため、保険料の一部を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効とされ、未納(滞納)と同じ扱いとなる。

③ 学生納付特例制度

本人の前年の所得が一定額以下の学生は、申請に基づき厚生労働大臣が指定する期間に係る保険料の納付が猶予される。家族の所得の多寡は問わない。

国民年金法における学生等とは、所定の要件を満たす大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校、一部の 海外大学の日本分校に在学する者で夜間・定時制課程や通信課程も含まれる。

4 納付猶予制度(2025(令和7)年6月までの時限措置)

50歳未満の者で、本人・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申請する場合は前々年の所得)が一定額以下の場合には、申請に基づき厚生労働大臣が指定する期間に係る保険料の納付が猶予される。

⑤ 産前産後期間中の保険料免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヵ月間を「産前産後期間」とし、その期間中の国民年金の保険料が免除される。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヵ月前から6ヵ月間の保険料が免除される。免除された期間は、年金額の計算において保険料納付済期間として扱われ、年金額に反映される。

※ 産前産後期間の国民年金保険料を免除された場合でも、**免除された期間に係** る付加保険料を納付することができる。

(3) 保険料の追納

保険料の免除を受けた者が、その後保険料を納付できるようになったときは、将 来有利な年金を受けられるように法定免除、申請免除または学生納付特例および 納付猶予を受けた期間について、保険料を後から**追納**することができる。ただし、 老齢基礎年金の受給権者は、年金額が確定しているため追納することができない。

① 追納できる保険料免除・猶予期間

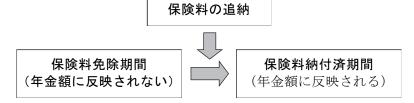
厚生労働大臣の承認を受けた月前10年以内の全部または一部の期間。承認を受けた期間のうち、先に経過した月の保険料から納付する。なお、滞納保険料や付加保険料を追納することはできない。

② 追納すべき保険料額

保険料の免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以後 に保険料を追納する場合の納付額は「承認を受けた当時の保険料額+政令で定め る利息額」である。

③ 追納の効果

保険料を追納した場合、その期間は**保険料納付済期間**として扱われ、年金額の 計算に反映される。



(4) 滞納保険料の納付

厚生労働大臣は、**滞納保険料**(納付期限までに納付しなかった保険料で、徴収する権利が時効によって消滅していないもの)の全部または一部を納付していない者に対して、当該滞納保険料の納付を求めるものとする。

延滞金は、納付期限の翌日から納付があった日の前日までの日数に応じ、保険料額(1,000円未満端数切捨て)に一定の割合を乗じて計算される。2021(令和3)年1月1日以後については、納付期限の翌日から3ヵ月を経過する日までの期間は「延滞税特例基準割合+1%」、納付期限の翌日から3ヵ月を経過する日の翌日以後の期間は「延滞税特例基準割合+7.3%」となる。

4 被保険者期間・給付の通則

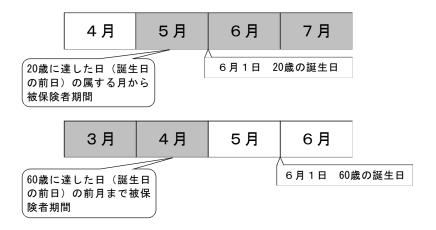
(1) 被保険者期間

① 被保険者期間は**暦月を単位として計算する**。資格を取得した日の**属する月**から、資格を喪失した日の**属する月の前月**までを対象とする。

資格取得日が月の1日でも月末であっても、その月は1ヵ月として計算するが、 反対に、資格喪失日が月の1日でも月末であっても、その月は被保険者期間に算 入しない。

- ② 同月中に被保険者の資格を取得し、喪失した場合は、1ヵ月として計算する。ただし、その月にさらに被保険者の資格を取得した場合は、後の資格の期間を1ヵ月として算入する。
- ③ 被保険者の資格を喪失した後、さらに資格を取得した場合は、前後の被保険者期間を合算する。
- ※ 「年齢計算に関する法律」により、「20歳に達した日」は「20歳の誕生日の前日」となるため、20歳の誕生日の前日に第1号被保険者の資格を取得する。

(例)



(2) 給付の通則

① 給付の種類

国民年金の給付には、次のとおり年金と一時金がある。

老齢	老齢基礎年金 ※付加年金
障害	障害基礎年金
死亡	遺族基礎年金 ※寡婦年金 ※死亡一時金
(外国人の脱退)	脱退一時金

※は第1号被保険者に支給される独自給付である。

② 請求手続き (請求主義)

年金を受給するためには、受給権者が自ら、**日本年金機構**に受給権の確認(**裁定**)と年金の給付請求(**年金請求書の提出**)を行う必要がある。

老齢給付の場合は、ハガキ形式の「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」が事前に送付され、年金事務所等の裁定請求手続き先(次ページ参照)にその年金請求書を年金手帳や戸籍謄本(年金請求書の提出日において6ヵ月以内に交付されたもの)などとともに提出する。

- ※ 公的年金の受取先金融機関は、店舗におけるサービスの提供を行っている金融機関に限定されず、インターネット専業銀行も含まれる。
- ※ 加給年金額の対象となる配偶者がいる場合に、年金請求書に配偶者のマイナンバーを記入したときは、生計維持関係の確認書類(世帯全員の住民票の写しおよび配偶者の源泉徴収票など)の**添付を省略することができる**。

③ 支給期間および支払期月

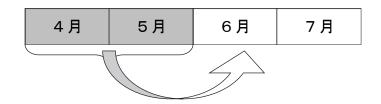
a) 支給期間

年金の受給権が発生した月の**翌月**から受給権が消滅した月まで。また、この間に支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月から、その事由が消滅した月までの分の支給が停止される。

b) 支払期月

原則として偶数月の15日に前2ヵ月分が支給される。

(例) 6月15日に、4月分と5月分が支払われる。



■裁定請求手続き先(老齢給付の場合)

加入していた年金		裁定請求手続き先	
国民年入	第1号のみ	住所地の市区町村役場	
国民年金	第3号あり	住所地を管轄する年金事務所	
厚生年金保険		勤務先を管轄する年金事務所	
国民年金と	最後が国民年金	住所地を管轄する年金事務所	
厚生年金保険	最後が厚生年金保険	勤務先を管轄する年金事務所	

- ※ 国家公務員および地方公務員等の共済組合連合会等の組合員は、各共済組合 連合会等に請求手続きを行う。
- ※ 障害給付の裁定請求手続き先は、初診日に加入していた年金による。

5 スライド制

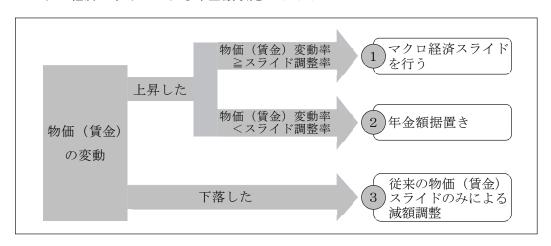
年金の給付水準は、賃金や物価の変動率に合わせて、原則として毎年4月に改定されていた(物価スライド)。

2015 (平成27) 年4月から、「マクロ経済スライド」が実施され、被保険者数の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させることとなった。そのため、年金額の伸びは賃金や物価の伸びよりも抑えられることになる。

なお、マクロ経済スライドでは、賃金や物価がある程度上昇した場合にはそのまま 適用される(次図①)が、賃金や物価の伸びが小さく、適用すると名目の年金額が下がってしまう場合には、年金額を据え置く調整になりマイナス改定は行われない(次図②)。また、賃金や物価が下落した場合には、マクロ経済スライドによる調整が行われない。ただし、その場合は従来の物価スライドが適用され、賃金や物価の下落分により年金額が減額調整される(次図③)。2018(平成30)年度以後は、「名目額」が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価の範囲内で前年度までの未調整分の調整を行う仕組みとなる。

※ 付加年金は、マクロ経済スライドによる年金額の改定は行われない。

■マクロ経済スライドによる年金額改定のしくみ



6 財政検証

政府は、社会・経済の変化を踏まえ、適切な年金数理に基づいて、長期的な年金財 政の健全性を定期的に検証することを目的として、「国民年金及び厚生年金の財政の 現況及び見通しの作成」、いわゆる「財政検証」を**少なくとも5年ごとに実施**している。

具体的には、「財政見通しの作成」と「マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成」を行い、所得代替率50%以上を将来にわたり確保できるように所要の措置を講じる。

所得代替率とは、「モデル年金額」÷「現役男子の平均手取り収入額」により算出される。なお、財政検証では、「夫が平均的収入で40年間会社員として就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった夫婦」をモデル世帯として、「モデル年金額」を算出している。前回2019(令和元)年度の「モデル年金額」は月額22万円、現役男子の平均手取り収入額」は月額35.7万円であったため、所得代替率は61.7%であった。



次の記述はすべて不適切な箇所があります。解答欄に正しく修正してください。

1. 厚生年金保険の被保険者が65歳に達し、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権を取得した場合、その者は、65歳に達した日の翌日に第2号被保険者の資格を喪失する。

解答:

2. 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の任意加入被保険者が国民年金の保 険料を滞納し、その後保険料を納付することなく2年間が経過したときは、その 翌日に任意加入被保険者の資格を喪失する。

解答:

3. 第3号被保険者の資格を取得した者は、その配偶者である第2号被保険者の事業主を経由して、原則として20日以内に第3号被保険者としての届出を行わなければならない。

解答:

4. 国民年金の定額保険料のほかに、付加保険料を納付している任意加入被保険者が、当該付加保険料を納付期限までに納付しなかった場合、納付期限の日に付加保険料の納付を辞退したものとみなされる。

解答:

5. 国民年金保険料の前納制度を利用して2年度分の保険料を前納した場合、当該 保険料に係る社会保険料控除の適用を受けることができるのは、2年度分の保険 料を納付した年についてのみである。

解答:

6.2021(令和3)年6月から国民年金保険料を滞納していた者が、2022(令和4)年3月10日に保険料免除の申請をした場合、申請時に保険料の納付期限が到来していない2022(令和4)年2月分以後の保険料についてのみ、免除を受けることができる。

解答:

7. 障害等級3級の障害厚生年金の受給権を取得した第1号被保険者は、法定免除 に該当し、国民年金保険料の納付が免除される。

解答:

8. 本人および配偶者の所得が政令で定められた額以下である場合、世帯主の所得にかかわらず、申請により国民年金保険料の納付が免除される。

解答:

9. 多胎妊娠に該当しない場合、出産予定日または出産日が属する月の前月から3 ヵ月間の国民年金保険料が免除される。

解答:

10. 産前産後期間の国民年金保険料を免除された場合、免除された期間に係る付加保険料を納付することはできない。

解答:

- 11. 保険料の納付猶予を受けた期間について追納が行われなかった場合、当該期間 について保険料を全額納付した場合の老齢基礎年金の額の2分の1が支給される。 解答:
- 12. 年金請求書に戸籍謄本を添付する場合は、受給権発生日以後に交付されたもので、かつ、年金請求書の提出日において1ヵ月以内に交付されたものでなければならない。

解答:

- 13. 公的年金の受取先金融機関として、インターネット上でのみサービスの提供を 行う銀行である、いわゆる「インターネット専業銀行」を指定することはできない。 解答:
- 14. 初診日が第2号厚生年金被保険者期間中にあり、その障害認定日において第1 号厚生年金被保険者である者の障害に係る「年金請求書」の提出先は、原則として、障害認定日に勤務していた事業所の所在地を管轄する年金事務所である。

解答:

15. マクロ経済スライドでは、前年度よりも年金の名目額が下がることがある。

解答:

●解答 ••••••

- 1.65歳に達した日に第2号被保険者の資格を喪失する。
- 2. 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の任意加入被保険者が国民年金の保険料を滞納し、<u>督促状の指定期限までにその保険料を納付しないとき</u>は、その翌日に任意加入被保険者の資格を喪失する。また、<u>海外に居住する</u>任意加入被保険者が国民年金の保険料を滞納し、その後保険料を納付することなく2年間が経過したときは、その翌日に任意加入被保険者の資格を喪失する。
- 3. 原則として14日以内に届出を行わなければならない。
- 4. 納付期限から2年間は付加保険料を納付することができる。
- 5.「全額を納めた年に控除する方法」または<u>「各年分の保険料に相当する額を各年</u> に控除する方法」のいずれか一方を選択して申告する。
- 6. 保険料免除の申請は、<u>保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時</u> 点から2年1ヵ月前までの期間)について、さかのぼって行うことができる。
- 7. 障害等級<u>2級以上</u>の障害厚生年金の受給権を取得した第1号被保険者は、法定免 除に該当する。
- 8. 本人、<u>世帯主</u>および配偶者の所得が一定額以下である場合、申請により保険料の 納付が免除される。
- 9. 原則として、出産予定日または出産日が属する月の前月から<u>4ヵ月間</u>の保険料が 免除される。
- 10. 産前産後期間の保険料を免除された場合でも、付加保険料を納付することができる。
- 11. 追納が行われなかった場合は、老齢基礎年金の額に反映されない。
- 12. 年金請求書の提出日において6ヵ月以内に交付されたものでなければならない。
- 13. 受取先金融機関として、インターネット専業銀行を指定することができる。
- 14. <u>初診日</u>に加入していた厚生年金の種別の実施機関に提出するため、提出先は勤務 していた共済組合連合会等である。
- 15. マクロ経済スライドによって、前年度よりも年金の名目額が<u>下がることはない</u>。 ただし、未調整分については翌年度以後に繰り越される。

- □ 日本国籍を有する者で日本国内に住所を有しない(①)歳以上(②)歳未満の者が、国民年金の(③)被保険者または(④)被保険者に該当しない場合、所定の手続きにより、任意加入被保険者となることができる。
- □ (⑤) 年4月1日以前生まれの日本国籍を有する者で、老齢基礎年金の受給権を有しない(⑥) 歳以上(⑦) 歳未満の者は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまで、特例による任意加入被保険者となることができる。
- □ 2022 (令和4) 年度における国民年金保険料は、月額(⑧) 円である。
- □ 任意加入被保険者は、所定の手続きにより、国民年金保険料を最長(⑨) 年間、前納することができる。
- □ 国民年金法における学生等は、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合であっても、(⑩) による納付猶予を除き、申請による保険料の免除を受けることはできない。また、納付猶予制度の対象者は、(⑪) 歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある国民年金の(⑫) 被保険者および(⑫) 被保険者であった者である。
- □ 産前産後期間の国民年金保険料の免除制度において、免除された期間は、年金額の計算において(⑤)期間として、年金額に反映(⑥)。なお、国民年金の任意加入被保険者は、当該免除制度の対象と(⑥)。
- □ 国民年金の第1号被保険者期間のみを有する者が死亡し、その遺族である妻および子が遺族基礎年金を受給する場合、当該年金請求書の提出先は、原則として、(⑥) である。また、国民年金の第1号被保険者期間と第3号被保険者期間を有する者が老齢基礎年金の裁定請求をする場合、当該年金請求書の提出先は、原則として、(⑦) である。

<解答>

- ①20 ②65 ③第2号(または第3号) ④第3号(または第2号)
- ⑤1965または昭和40 ⑥65 ⑦70 ⑧16,590 ⑨2 ⑩学生納付特例 ⑪50 ⑫第1号
- ⑬保険料納付済 ⑭される ⑮ならない ⑯住所地の市区町村役場
- ⑪住所地の年金事務所

3 厚生年金保険

Theme

1 厚生年金保険の目的

厚生年金保険の目的は、民間企業等に勤務する会社員を被保険者として、**老齢、障害、死亡**に対して、保険者である政府が年金等を支払うことによって、本人やその家族の生活を守ることにある。

2 適用事業所·被保険者

(1) 適用事業所

厚生年金保険では、適用事業所に勤務している者は被保険者となる。適用事業所 には、強制適用事業所と任意適用事業所がある。

① 強制適用事業所

- a) 法人の事業所等で、常時使用する従業員が1人でもいる事業所
- b) 常時使用する**従業員が5人以上いる個人経営の事業所**(農林水産業やサービス業等一定の業種を除く)
 - ※ 2022年10月1日から法定16業種に1業種(弁護士、公認会計士等の法律 または会計に係る業務を行う10の士業)が追加され、合計17業種となる。
- c) 船員が乗り組む一定の条件を備えた汽船や漁船などの船舶

② 任意適用事業所

強制適用事業所以外の事業所において使用されている者の2分の1以上の同意 がある場合は、事業主の申請に基づいて厚生労働大臣の認可を受けることにより、 70歳未満の者を包括して被保険者とする任意適用事業所となることができる。ま た、被保険者の4分の3以上の同意がある場合は、事業主の申請に基づき厚生労 働大臣の認可を受け、任意適用事業所でなくすこと(適用取消)ができる。

(2) 被保険者

被保険者は、当然被保険者と任意加入被保険者がある。

写生年金保険の被保険者 厚生年金保険の被保険者 — 任意単独被保険者 — 任意加入被保険者 — 高齢任意加入被保険者

① 当然被保険者(強制加入被保険者)

適用事業所(強制適用事業所および任意適用事業所)に使用される70歳未満の者。当然被保険者は、使用された日から厚生年金保険の被保険者資格を取得する。パートタイマーなどの短時間労働者に対する社会保険の適用が拡大され、以下のすべてに該当する場合、厚生年金保険の被保険者となる。

- i) 月額賃金が88,000円 (年額106万円) 以上ある者
- ii) 1週間の所定労働時間が20時間以上ある者
- iii) 1年以上の雇用が見込まれる者
- iv) 学生ではない者
- v) 以下のいずれかに該当すること
 - ① 被保険者数が501人以上の事業所(特定適用事業所)で働いている者
 - ② 被保険者数が500人以下の事業所で働いている者で、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている
 - ※ 特定適用事業所とは、同一事業主の適用事業所の被保険者数(短時間労働者を除き、共済組合員を含む)の合計が、1年で6ヵ月以上、500人を超えることが見込まれる事業所をいう。

なお、適用除外に該当する者は原則として厚生年金保険の被保険者になれない。

- ※ 適用除外とは、日雇労働者(1ヵ月以内)、短期間(2ヵ月以内)の臨時 使用者、季節的業務(4ヵ月以内)の使用者、臨時的事業所(6ヵ月以内) の使用者など。
- ※ 2022(令和4)年10月から、企業規模要件(被保険者数100人超)や勤務期間要件(撤廃、通常被保険者と同様2ヵ月超)が改正される。

② 任意加入被保険者

本人の自由意思で任意加入被保険者となることができる。

a) 任意単独被保険者

適用事業所以外の事業所(非適用事業所)に使用される70歳未満の者で、厚生年金保険からの老齢給付の受給資格期間を満たすために、事業主の同意と厚生労働大臣の認可を受けて単独で厚生年金保険に任意加入する者。なお、事業主は保険料の半額負担と納付義務を負う。

※ 当然被保険者および任意単独被保険者が70歳未満で退職し、当該退職日 に他の厚生年金保険適用事業所の被保険者資格を取得したときは、その退職 日に被保険者資格を喪失する。そのほかの場合は、退職日の翌日に被保険者 資格を喪失する。

b) 高齡任意加入被保険者

事業所に使用される70歳以上の者で、老齢給付の受給資格期間を満たすために、期間を満たすまで任意加入する者。適用事業所か適用事業所以外の事業所かで、資格要件や保険料負担・納付義務が異なる。適用事業所においては、事業主の同意を得なくても厚生労働大臣に申し出ることにより高齢任意加入被保険者となるが、当該被保険者は保険料の全額負担と納付義務を負う。なお、事業主の同意があれば、労使折半で納付することもできる。

※ 70歳以上の被用者該当届および70歳到達時の被保険者資格喪失届の提出は、省略することができる。

(3) 被用者年金制度の一元化による被保険者の区分

被用者年金制度の一元化により、厚生年金保険の被保険者は以下のように4種類に分けられ、種別ごとに被保険者期間が計算される。また、**種別ごとに実施機関が事務処理を行う**。

種別	対象者	実施機関
第1号厚生年金被保険者	一元化前の厚生年金被保険者	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合連合会 等の組合員	国家公務員共済組合連合会等
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合等の組合員	地方公務員共済組合等
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済の組合員	日本私立学校振興・共済事業団

3 保険料

厚生年金保険料は、月給と賞与(ボーナス)から天引き(源泉徴収)されている。

(1) 保険料の額等

標準報酬月額と標準賞与額に対する保険料は、2003(平成15)年4月に導入された総報酬制により、同じ保険料率で計算される。なお、保険料の負担は、事業主と被保険者との労使折半である。

保険料の額= [標準報酬月額・標準賞与額] ×保険料率

厚生年金保険料率は保険料水準固定方式に基づき、毎年9月に0.354%ずつ段階的に引き上げられ、2017(平成29)年度以後は18.300%に固定されている。また、被用者年金制度の一元化に伴い、公務員は2018(平成30)年度以後から、私学教職員は2027(令和9)年度以後から18.300%に統一される。

① 標準報酬月額

保険料や保険給付額の計算を行うときに、事務処理を簡素に行うため、報酬の月額を基礎として、いくつかの等級(標準報酬等級)に区分された仮の報酬。厚生年金保険の標準報酬月額は第1級88,000円から第32級650,000円までの32等級に区分されている。

a)報酬

標準報酬月額を決める場合にもととなる報酬は、賃金、給料、俸給、手当、 賞与、その他いかなる名称であるかを問わず、被保険者が労務の対価として 受けるすべてのものをいう。ただし、大入り袋や見舞金のような臨時に受け るものや年3回以下で支払われる賞与は含まれない。

b) 標準報酬月額の決め方

ア. 資格取得時の決定

- i) 月給・週給など一定の期間によって定められている報酬については、その報酬の額を月額に換算した額
- ii) 日給・時間給・出来高給などの報酬については、その事業所で前月に同じような業務に従事し、同じような報酬を受けた者の報酬の平均額
- iii) i または ii の方法で計算することのできないときは、資格取得の月前1ヵ月間に同じ地方で同じような業務に従事し、同じような報酬を受けた者の報酬の額
- iv) i からiiiまでの2つ以上に該当する報酬を受けている場合には、それぞれの方法により算定した額の合計額

イ. 定時決定

昇給などにより変動する報酬に対応した標準報酬月額とするため、毎年1回、決まった時期に標準報酬月額の見直しをすること。

定時決定は**7月1日**現在の被保険者について、**4月から6月**の**3ヵ月間** (報酬支払の基礎となった日数がいずれの月も17日以上)に受けた報酬(交通費を含む)の平均額をもとに行い、その年9月から翌年8月までの標準報酬月額を決定する。

ただし、6月1日から7月1日までの間に被保険者となった者、および7月から9月までのいずれかの月に随時改定、育児休業等終了時改定または産前産後休業終了時改定が行われる者については、**定時決定は行われない**。

ウ. 随時改定

被保険者が実際に受けている報酬の額に著しい変動が生じ保険者が必要と 認めた場合に、標準報酬月額の随時改定を行うことができる。

具体的には、ベースアップの他、基本給など固定的な賃金の変動によって、その後の継続した3ヵ月間(報酬支払の基礎となった日数がいずれの月も17日以上)の報酬の平均月額を標準報酬月額にあてはめ、現在の等級と比べて2等級以上の差が生じたときに、4ヵ月目から改定が行われる。随時改定によって決められた標準報酬月額は、次の定時決定まで(翌年8月まで)の標準報酬月額となる。

c)標準報酬月額等の上限の改定

毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額の平均額の**2倍に相当する**額が最高等級の標準報酬月額を超え、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、当該最高等級の上にさらに等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定が行われる。

なお、標準報酬月額の最高等級の改定が行われたときには、標準賞与額の上限も改定されることになる。

d) 3歳未満の子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例

3歳未満の子を養育するために短時間勤務制度などを利用して働いたことにより、標準報酬月額が低下し、従前の標準報酬月額より低い標準報酬月額に基づき保険料を納付した場合、厚生労働大臣に申出することにより、年金額の計算において従前の標準報酬月額で保険料が納付されたものとみなして年金額が計算される。

② 標準賞与額

厚生年金保険の標準賞与額は、1月につき150万円を上限とし、賞与額の1,000円未満の端数を切り捨てた額である。

a) 賞 与

賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、被保 険者が労働の対償として受けるすべてのもののうち、3ヵ月を超える期間ご とに受けるものをいう(年3回以下で支払われるもの)。

(2) 保険料の負担・納付義務

① 原 則

事業主が納付義務者となり、被保険者負担分と事業主負担分を折半で負担し納付する(**労使折半**)。

※ 事業主の同意のない高齢任意加入被保険者は、保険料を全額自己負担し、そ の納付義務を負う。

② 保険料の免除

満3歳未満の子を養育するための育児休業等(育児休業および育児休業に準じる休業)期間中および産前産後休業期間中の保険料については、事業主が厚生労働大臣に申し出ることにより、被保険者負担分と事業主負担分がともに免除される。免除される期間は、育児休業等または産前産後休業を開始した月からその育児休業等または産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までで、その免除された期間は、年金額の計算において保険料納付済期間として扱われ、年金額に反映される。

※ 産前産後休業期間とは、出産前6週間(多胎妊婦の場合は14週間)、出産後 8週間のうち、就労しなかった期間をいう。

③ 保険料の源泉控除

事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払うときは、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料を報酬から控除することができる。

④ 保険料の納付期日

原則として翌月末日までに納付する。

4 被保険者期間・給付の通則

(1) 被保険者期間

基本的な考え方は国民年金と同じである。

(2) 給付の通則

- ① 支給期間および支払期月
 - a) 支給期間
 - ア. 年金の受給権が発生した月の**翌月から**受給権が消滅した月まで。また、この間に支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月から、その事由が消滅した月までの分の支給が停止される。
 - イ. 年金額改定の場合は、**改定すべき事由が生じた月の翌月から**改定された 年金額が支給される。
 - b) 支払期月

原則として偶数月の15日に前2ヵ月分が支給される。

② 併給の調整

a)原則(1人1年金)

基礎年金と同一の支給事由(老齢、障害、死亡)による厚生年金については、 基礎年金にあわせて支給される。一方、支給事由の異なる年金が2つ以上生 じたときは、いずれか1つの年金を選択して受給し、他の年金の支給は停止 される(**受給権は消滅しない**)。なお、年金額の改定などにより、支給停止と なっている年金を受給したほうが有利な場合は、将来に向かって選択を変更 することができる。

b) 例 外

受給権者が65歳以上の場合に限り、次の組み合わせで併給される。

- ① 障害基礎年金+老齢厚生年金
- ② 老齢基礎年金(付加年金)+老齢厚生年金+遺族厚生年金
- ③ 障害基礎年金+遺族厚生年金
- ④ 障害基礎年金+老齢厚生年金+遺族厚生年金
- ※ ①の場合、老齢厚生年金の加給年金額の対象となる子について、障害基礎年金の額に加算が行われるときは、老齢厚生年金の子を対象とする加給年金額は支給停止される。

※ ②および④の老齢厚生年金と遺族厚生年金について、下記AとBの額を 比較し、多いほうが支給されるが、受給権者の老齢厚生年金の支給が優先さ れるため、遺族厚生年金として支給される額は「A - 受給権者の老齢厚生年 金の額」または「B - 受給権者の老齢厚生年金の額」となる。また、遺族厚 生年金より受給権者の老齢厚生年金のほうが高い場合は、遺族厚生年金が全 額支給停止となる。

A:遺族厚生年金の額

B:遺族厚生年金の額 $\times \frac{2}{3}$ +受給権者の老齢厚生年金の額 $\times \frac{1}{2}$

- ※ ②から④の遺族厚生年金について、受給できる遺族であれば、受給順位 は問わない。
- ※ 特別支給の老齢厚生年金は、障害基礎年金や遺族基礎年金、遺族厚生年金と併給することができない。
- ※ 経過的寡婦加算が行われている障害基礎年金と遺族厚生年金を併給する 場合は、経過的寡婦加算は支給停止となる。



次の記述はすべて不適切な箇所があります。解答欄に正しく修正してください。

1. 厚生年金保険の適用事業所に使用される70歳以上の者であって、老齢基礎年金の受給権を有しない者は、事業主の同意を得て厚生労働大臣に申し出ることにより、高齢任意加入被保険者となることができる。

解答:

2. 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権は、年金請求書が受理された日に発生し、 当該年金は受給権が発生した月分から支給される。

解答:

3. 異なる支給事由による2つ以上の年金を受給できるようになった場合において、 併給が認められないときは、受給権者はいずれか1つの年金を選択して受給する ことができるが、選択した年金以外の年金の受給権は消滅する。

解答

4. 障害基礎年金を受給している者が、特別支給の老齢厚生年金の受給権を得た場合、65歳未満であっても、障害基礎年金と特別支給の老齢厚生年金を併給することができる。

解答:

5. 65歳以上の者が、遺族厚生年金と老齢厚生年金を併給することができるのは、 当該遺族厚生年金が、その者の配偶者の死亡を支給事由とする遺族厚生年金であ る場合に限られる。

解答:

6. 障害基礎年金を受給している65歳以上の者が、子の死亡を支給事由とする遺族 厚生年金を受給できるようになった場合、障害基礎年金と遺族厚生年金を併給す ることができない。

解答:

●解答

- 1. 事業主の同意を得なくても、高齢任意加入被保険者となることができる。
- 2. 年金の受給権が発生した月の翌月分から支給される。
- 3. 選択した年金以外の年金の支給は停止されるが、年金の受給権は消滅しない。
- 4. 障害基礎年金と特別支給の老齢厚生年金は、併給することができない。
- 5. 遺族厚生年金を受給できる遺族であれば、受給順位は問わないため、<u>配偶者の死</u> 亡を支給事由とする遺族厚生年金でなくてもよい。
- 6. 遺族厚生年金を受給できる遺族であれば、受給順位は問わないため、本肢では、 障害基礎年金と遺族厚生年金を併給することができる。

- □ (①)歳以上の老齢厚生年金の受給権者が、配偶者の死亡に係る遺族厚生年金の受給権を有する場合、遺族厚生年金の額は「遺族厚生年金の額」または「遺族厚生年金の額の(②)と受給権者の老齢厚生年金の額の(③)との合計額」のうち、いずれか(④)の額となる。ただし、受給権者の(⑤)の額が(⑥)の額を上回る場合は、(⑥)は全額支給停止となる。
- □ 障害厚生年金の受給権のない障害基礎年金の受給権者が65歳到達時に、老齢基 礎年金と老齢厚生年金の受給権を取得した場合、当該受給権者は、「(⑦) +老齢厚生年金」もしくは「障害基礎年金+ (⑧)」の組合せを選択する こととなる。
- □ 遺族厚生年金を受給している者が、特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した場合、遺族厚生年金と特別支給の老齢厚生年金を併給すること(⑨)。また、65歳以上の者が遺族厚生年金の受給権と障害基礎年金の受給権を有する場合、遺族厚生年金と障害基礎年金を併給すること(⑩)。

<解答>

- ①65 ②3分の2 ③2分の1 ④多いほう ⑤老齢厚生年金 ⑥遺族厚生年金
- ⑦老齢基礎年金 ⑧老齢厚生年金 ⑨はできない ⑩ができる

第2章

公的年金の給付

●第2章のポイント

公的年金の様々な給付について、学習 する。

1 老齡給付

Theme

1 老齡基礎年金

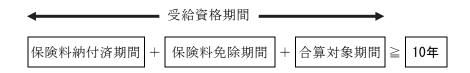
(1) 対象者

老齢基礎年金は、1926 (大正15) 年4月2日以後に生まれた者に支給される。ただし、1926 (大正15) 年4月2日以後に生まれた者でも、1986 (昭和61) 年3月31日以前に、被用者年金各法 (厚生年金保険・共済組合等) による老齢年金等の受給権が発生した者には、旧法の年金が支給されるので、老齢基礎年金は支給されない。

(2) 受給要件

原則として、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合わせた期間(受給資格期間)が10年以上ある者が65歳に達したとき、老齢基礎年金を受給することができる。これまで、受給資格期間は25年必要であったが、2017(平成29)年8月から10年に短縮されている。

なお、受給資格期間を満たしていない60歳以上70歳未満の者は、任意加入して 保険料を納めることができる。また、受給資格期間を満たしている65歳未満の者 は、満額の老齢基礎年金を受給できない場合、年金額を増やすために任意加入し て保険料を納めることができる。



保険料納付済期間	a)第1号被保険者期間のうち、保険料の全額を納付した期間b)第2号被保険者期間のうち、20歳以上60歳未満の期間c)第3号被保険者期間のすべてd)1961(昭和36)年4月1日から1986(昭和61)年3月31日までの間の被用者年金期間のうち、20歳以上60歳未満の期間					
	7741.4					
保険料免除期間	第1号被保険者期間のうち、保険料の納付を免除された期間で、かつ、追納しなかった期間					
合算対象期間	で、かつ、追納しなかった期間 ① 1986 (昭和61) 年4月1日以後の期間 第2号被保険者期間のうち、20歳未満および60歳以後の期間 第2号被保険者期間のうち、20歳未満および60歳以後の期間 。) 1961 (昭和36) 年4月1日から1986 (昭和61) 年3月31日までの期間 a)第2号被保険者期間のうち、20歳未満および60歳以後の期間 b) 1986 (昭和61) 年3月31日までに厚生年金保険(船員保険)の脱退手当金を受けた者の、その脱退手当金の計算の基礎となった期間 c)その他 ② 被用者年金制度に加入していなかった期間 次の期間のうち20歳以上60歳未満の期間 ① 1961 (昭和36) 年4月1日以後の期間 a)任意加入被保険者として任意加入できる期間のうち、任意加入被保険者として任意加入できる期間のうち、任意加入被保険者であった期間(任意未加入期間) b)任意加入被保険者であった期間のうち、保険料を納付しなかった期間(任意加入未納期間)					
	② 1961 (昭和36) 年4月1日から1986 (昭和61) 年3月31日までの期間a) 日本国内に住所を有さず、かつ、日本国籍を有していた期間b) その他					

※ 合算対象期間とは、被保険者期間の計算には算入されるが、年金額の計算に は反映されない期間(いわゆる「**カラ期間」**)のことである。

(3) 年金額

年金額の改定は、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにプラスで、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、年金を受給し始める際の年金額 (新規裁定年金)、受給中の年金額 (既裁定年金)ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められている。

2022(令和4)年度の年金額の改定は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率(▲0.4%)が物価変動率(▲0.2%)を下回るため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率(▲0.4%)を用いる。また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないため、2022(令和4)年度の年金額改定において、マクロ経済スライドによる調整は行われない。なお、マクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)は翌年度以後に繰り越される。

① 年金額(2022(令和4)年度) 777,800円(満額)

② 年金額の計算式

国庫負担の引上げにより、2009 (平成21) 年3月以前と2009 (平成21) 年4月 以後では、保険料免除期間の反映割合が異なる。

a) 国庫負担が3分の1の場合(2009年3月分までに免除期間がある場合)

保険料納
$$+\frac{1/4$$
免除 $\times \frac{5}{6} + \frac{4}{6}$ 半額免 $\times \frac{2}{3} + \frac{3/4$ 免除 $\times \frac{1}{2} + \frac{2}{6}$ 全額免 $\times \frac{1}{3}$ (満額の年金額) 加入可能月数(原則480月)

b) 国庫負担が2分の1の場合(2009年4月分以後に免除期間がある場合)

保険料納
$$+\frac{1/4$$
免除 $\times \frac{7}{8} + \frac{4}{8}$ 半額免 $\times \frac{3}{4} + \frac{3/4$ 免除 $\times \frac{5}{8} + \frac{2$ 額免 $\times \frac{1}{2}$ (満額の年金額) 加入可能月数(原則480月)

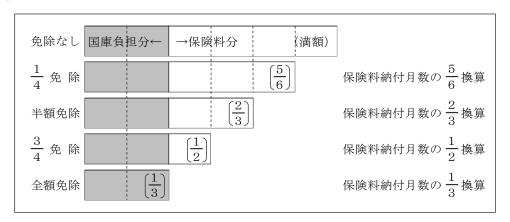
上記計算式中の「免除期間」とは、法定免除と申請免除の期間のことをさし、 合算対象期間(カラ期間)、学生納付特例期間、納付猶予期間は、年金額の計算 には反映されない(受給資格期間には算入される)。

■法定免除・申請免除を受けた場合の基礎年金の給付

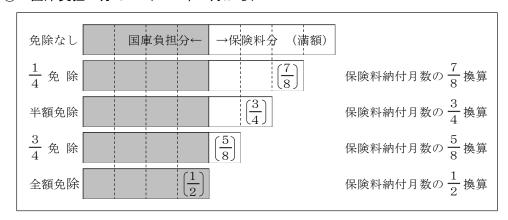
基礎年金の給付については、その財源の一部が国庫負担されている。国庫負担割合は従来3分の1であったが、2009(平成21)年度から2分の1へ引き上げられている。

これにより、法定免除・申請免除を受けた期間の評価も3分の1から2分の1 に引き上げられ、老齢基礎年金の年金額の算出に反映される。

① 国庫負担3分の1 (2009年3月まで)



② 国庫負担2分の1 (2009年4月から)



(4) 繰上げ支給・繰下げ支給

老齢基礎年金は原則として65歳から支給されるが、本人の希望により、厚生労働 大臣に対して60歳から64歳までの間に「支給の繰上げ」を請求することができる。 また、66歳から70歳までの間に「支給の繰下げ」を請求することもできる。

① 繰上げの留意点

- a) 全部繰上げと一部繰上げを選択できる。
- b) 受給権は年金請求書が受理された日に発生し、年金は受給権が発生した月の 翌月分から支給される。受給権発生後は取消しや変更ができないため、一生減 額された年金を受給する。
- c)請求後は、国民年金に任意加入することができず、保険料を追納することもできなくなる。
- d) 受給資格期間を満たす老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時に繰上げ請求しなければならず、一方のみ繰り上げることはできない。
- e) 繰上げ請求後は、障害基礎年金の請求ができない。
- f) 繰上げ請求後は、寡婦年金の請求ができない。
- g) 繰上げ請求後に遺族厚生年金の受給権が発生すると、65歳までどちらか一方 の選択となる。また、遺族厚生年金の受給者が老齢基礎年金の繰上げ請求をし た場合、遺族厚生年金は受給権者が65歳に達するまで支給が停止される。
- h)付加年金額は、同率で減額される。
- i) 振替加算額は65歳まで支給されず、また、減額されない。

② 繰下げの留意点

- a) 65歳に達した日から66歳に達する日までの間に、「他の年金たる給付」の受給権者となった場合は、繰下げ支給を請求することができない。ただし、「他の年金たる給付」に老齢厚生年金は含まれない。
- b)請求後は、一生増額された年金を受給する。66歳に達した日より後に他の年金を受ける権利が発生した場合は、その権利発生時点で増額率が固定される。
- c) 老齢厚生年金の繰下げ請求と同時に行う必要はない。
- d) 加給年金額(配偶者加給年金、子の加給年金) および振替加算額は、**繰下げ** による増額がない。また、繰下げ待機期間中は、加給年金額および振替加算額 のみを受給することはできない。
- e)付加年金額は、同率で増額される。
- f) 繰下げによる年金は、請求された月の翌月分から支給される。

- g) 65歳到達時に、遺族厚生年金と老齢基礎年金の受給権を有する場合、**老齢基 礎年金の繰下げ支給を請求することができない**。
- h) 70歳(2022年4月1日以後は75歳)に達した日後にその申出を行ったときは、 70歳(2022年4月1日以後は75歳)に達した日に繰下げ支給の申出があったも のとみなされる。
- i) 繰下げ待機中に死亡した場合に、遺族が代わって繰下げ請求することはできない。

③ 支給率

1941 (昭和16) 年4月2日以後生まれの者は、繰上げ支給については、1ヵ月繰り上げるごとに0.5%減額される。繰下げ支給については、1ヵ月繰り下げるごとに0.7%増額する。

例えば60歳0ヵ月から繰上げ支給した場合、65歳からの額を100%とすると70%になり、本来の老齢基礎年金額から30%減額される。

なお、2022(令和4)年4月1日から、繰り上げる場合の減額率が1ヵ月当たり0.4%となる。ただし、0.4%減になるのは、施行日以後に60歳になる者(1962年4月2日以後生まれの者)であり、既に繰上げ支給を始めている者や施行日前に60歳になった者には適用されない。

また、2022(令和4)年4月1日から、繰り下げる場合の上限年齢が75歳まで延長される。ただし、延長できるのは施行日以後に70歳になる者(1952年4月2日以後生まれの者)であり、既に繰下げ支給を始めている者や施行日前に70歳になった者には適用されない。

<繰上げ・繰下げによる増減額率 (2022年4月1日~)>

請求月	支給開始年齢										
明八万	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	中略	74歳	75歳
Οヵ月	76.0%	80.8%	85.6%	90.4%	95.2%	100%	108.4%	116.8%		175.6%	184.0%
1ヵ月	76.4%	81.2%	86.0%	90.8%	95.6%		109.1%	117.5%		176.3%	184.0%
2ヵ月	76.8%	81.6%	86.4%	91.2%	96.0%		109.8%	118.2%		177.0%	184.0%
3ヵ月	77.2%	82.0%	86.8%	91.6%	96.4%		110.5%	118.9%		177.7%	184.0%
4ヵ月	77.6%	82.4%	87.2%	92.0%	96.8%		111.2%	119.6%		178.4%	184.0%
5ヵ月	78.0%	82.8%	87.6%	92.4%	97.2%		111.9%	120.3%		179.1%	184.0%
6ヵ月	78.4%	83.2%	88.0%	92.8%	97.6%		112.6%	121.0%		179.8%	184.0%
7ヵ月	78.8%	83.6%	88.4%	93.2%	98.0%		113.3%	121.7%		180.5%	184.0%
8ヵ月	79.2%	84.0%	88.8%	93.6%	98.4%		114.0%	122.4%		181.2%	184.0%
9ヵ月	79.6%	84.4%	89. 2%	94.0%	98.8%		114.7%	123.1%		181.9%	184.0%
10ヵ月	80.0%	84.8%	89.6%	94.4%	99.2%		115.4%	123.8%		182.6%	184.0%
11ヵ月	80.4%	85.2%	90.0%	94.8%	99.6%		116.1%	124.5%		183.3%	184.0%
	(1 _力)	(1ヵ月繰り上げるごとに0.4%減額)				原則	(1ヵ月繰り下げるごとに0.7%増額)(上限)				
	•	繰上げ支給					•	— 繰	下げ支	給 ——	-
	「0.4%×繰り上げた月数」が減額され					ħ.					

	繰上げ (60歳から64歳)	「0.4%×繰り上げた月数」が減額され、
採工	禄工() (00成がら04成)	一生、減額された年金を受給する。
	繰下げ (66歳から75歳)	「0.7%×繰り下げた月数」が増額され、
7末 1	深下() (00成から/3成/	一生、増額された年金を受給する。

(5) 失 権

老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときに消滅する。



次の記述はすべて不適切な箇所があります。解答欄に正しく修正してください。

1. 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした1957 (昭和32) 年4月1日生まれの者が65歳に達した場合、2022 (令和4) 年5月分から老齢基礎年金を受給することができる。

解答:

2. 2022(令和4)年1月から1年間、保険料の半額免除を受け、保険料を納付した後、当該免除期間について追納をしなかった場合、当該免除期間に係る老齢基礎年金の額は、保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1である。

解答:

3. 老齢基礎年金の繰上げ支給の請求をした場合、国民年金に任意加入することはできないが、国民年金保険料を追納することはできる。

解答

4. 夫の加給年金の対象者である1962 (昭和37) 年4月10日生まれの女性が60歳到 達月に老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合、振替加算は、老齢基礎年金の 繰上げ支給による減額率と同じ率で減額される。

解答:

5. 老齢基礎年金の受給権を有する1957 (昭和32) 年 5 月 5 日生まれの女性が、65 歳到達時に老齢基礎年金の請求を行わず、2022 (令和4) 年10月21日に夫の死亡により遺族厚生年金の受給権を取得した場合、その女性は、夫の死亡時に老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をすることができる。

解答:

6.65歳到達時に老齢基礎年金の受給権を有する1951 (昭和26) 年8月3日生まれの男性が、70歳到達後の2022 (令和4) 年4月に老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、その男性に対する老齢基礎年金は、2022 (令和4) 年5月分から支給される。

解答:

●解答 ••••••

- 1. 「65歳に達したとき」とは、65歳の誕生日の前日であるため、2022(令和4)年 3月31日に受給権が発生し、その翌月の<u>2022(令和4)年4月分から</u>受給するこ とができる。
- 2. 全額納付した場合の年金額の4分の3である。
- 3. 国民年金に任意加入することおよび国民年金保険料を追納することができなくなる。
- 4. 振替加算は、65歳まで支給されず、また、減額されない。老齢基礎年金の繰下げ支給の請求をした場合、繰下げ待機期間中は支給されず、また、増額されない。
- 5.65歳に達した日から66歳に達する日までの間に遺族厚生年金の受給権者となった ときは、老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をすることが<u>できない</u>。
- 6. 老齢基礎年金の受給権を取得した日から5年経過後に繰下げ支給の申出があった ものとみなされ、2021(令和3)年9月分から支給される。

- □ 老齢基礎年金の受給資格期間は(①)年である。
- □ 合算対象期間(カラ期間)には、1961(昭和36)年4月1日から1986(昭和61)年3月31日までの厚生年金保険の被保険者であった期間のうち、20歳(②) および60歳(③)の期間が含まれる。
- □ 1961 (昭和36) 年4月1日以後において、60歳 (④) の任意加入被保険者 が当該期間中に国民年金保険料を納付しなかった期間を (⑤) といい、合 算対象期間 (カラ期間) として、老齢基礎年金の受給資格期間に算入される。
- □ (⑥) 年4月1日以後に60歳に達する者の繰上げ1ヵ月当たりの減額率は(⑦) となる。また、(⑥) 年4月1日以後に(⑧) 歳になる者が繰り下げる場合の上限年齢は(⑨) 歳まで延長される。これにより、(⑨) 歳に達した日後に支給繰下げの申出をした場合は、(⑩) 日に
 - (⑨)歳に達した日後に支給繰下げの申出をした場合は、(⑩)日に 支給繰下げを申し出たものとみなされる。
- ☑ 遺族厚生年金を受給している者が、老齢基礎年金の繰上げ請求をした場合、(⑪)は、受給権者が(⑫)歳に達するまで支給が停止される。

<解答>

- ①10 ②未満 ③以上 ④未満 ⑤任意加入未納期間 ⑥2022または令和4
- ⑦1,000分の4または4% 870 ⑨75 ⑩75歳に達した ⑪遺族厚生年金 ⑫65

DCプランナー1級 基本テキスト

2013年11月17日 初版発行 2022年4月25日 第9版第1刷発行

> 発行者 多田 敏男 発行所 TAC株式会社 〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町 3 - 2 - 18

©TAC2022 Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

本書は「著作権法」によって、著作物等の権利が保護されている著作物です。本書の一部または全部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ小社宛許諾を求めてください。

